

改 正 案	現 行
<p>（総トン数）</p> <p>第一条 この省令を適用する場合における総トン数は、船舶安全法施行規則（昭和三十八年逡輸省令第四十一号）第六十六条の二の総トン数とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第九十七条第四項の規定を適用する場合における総トン数は、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号。以下「トン数法」という。）第五条第一項の総トン数とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>第一百五條 旅客船ニハ適當ノ乗降船設備ヲ備フベシ但シ管海官庁ニ於テ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>（乗降船設備）</p> <p>第一百五條の二十七 第一百五條の規定は、総トン数三〇〇トン以上の船舶であつて旅客船以外のものについて準用する。</p>	<p>（総トン数）</p> <p>第一条 この省令を適用する場合における総トン数は、船舶安全法施行規則（昭和三十八年逡輸省令第四十一号）第六十六条の二の総トン数とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第九十七条第三項の規定を適用する場合における総トン数は、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号。以下「トン数法」という。）第五条第一項の総トン数とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>第一百五條 旅客船ニハ適當ノ舷梯ヲ設ケ且堅牢ナル舷梯鉤ヲ備フベシ但シ沿海以下ノ航行区域ヲ有スル船舶ニ付テハ管海官庁ニ於テ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>② 前項ノ舷梯ニハ柵欄ヲ附シ且其ノ裏面ニ板又ハ帆布ヲ張ルベシ</p> <p>（舷梯）</p> <p>第一百五條の二十七 第一百五條の規定は、総トン数三〇〇トン以上の船舶であつて旅客船以外のものについて準用する。ただし、舷梯の裏面に板又は帆布を張ることを要しない。</p>

改正案	現行
<p>（帳簿の記載等）</p> <p>第二十四条 登録講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを登録講習の終了後二年間保存しなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表（第十三条関係）</p> <p>一 膨張式救命いかだ</p> <p>二 膨張式救命いかだの艀装品</p> <p>三 二十（略）</p> <p>二十一 レーダー・トランスポンダー</p> <p>二十二 搜索救助用位置指示送信装置</p> <p>二十三 三十（略）</p>	<p>（帳簿の記載等）</p> <p>第二十四条 登録講習実施機関は、次に掲げる次項を記載した帳簿を備え、これを登録講習の終了後二年間保存しなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表（第十三条関係）</p> <p>一 膨張式救命いかだ</p> <p>二 膨張式救命いかだの艀装品</p> <p>三 二十（略）</p> <p>二十一 レーダー・トランスポンダー</p> <p>二十二 二十九（略）</p>

改 正 案

現 行

（定義）

第一条 この省令において「国際航海」とは、一国と他の国との間の航海をいう。この場合において、一国が国際関係について責任を有する地域又は国際連合が施政権者である地域は、別個の国とみなす。

255 (略)

6 この省令において「平水区域」とは、湖、川及び港内の水域並びに次に掲げる水域をいう。この場合において、港の区域は、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域とする。ただし、これと異なる区域を告示で定めるときは、その区域とする。

177 (略)

八 兵庫県加古川口左岸突端から同県加島東端まで引いた線、同島東端から香川県小豆島大角鼻灯台まで引いた線、同灯台から同県馬ヶ鼻まで引いた線、愛媛県忍那山から山口県平郡島南東端から百八十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から同県八島洲崎まで引いた線、同島鉾崎から同県祝島島帽子鼻まで引いた線、同島西端から同県尾島西端まで引いた線、同島西端から同県野島南端まで引いた線、同島西端から同県三田尻中関港築地東防波堤南灯台から百三十七度五千二百メートルの地点まで引いた線、同地点から同県丸尾崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

911 (略)

十二 大分県白石鼻から同県関崎灯台から九十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から同県沖無垢島東端まで引いた線、同島東端から同県高甲岩灯台まで引いた線、同灯台から同県先ノ瀬灯台まで引いた線、同灯台から同県鶴御崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

1320 (略)

二十二 鹿児島県黒之浜港西防波堤灯台から百九十三度二百メートルの地点から同県長島南端まで引いた線、同島大崎から熊本県下須島尾崎

（定義）

第一条 この省令において「国際航海」とは、一国と他の国との間の航海をいう。この場合において、一国が国際関係について責任を有する地域又は国際連合が施政権者である地域は、別個の国とみなす。

255 (略)

6 この省令において「平水区域」とは、湖、川及び港内の水域並びに次に掲げる水域をいう。この場合において、港の区域は、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域とする。ただし、これと異なる区域を告示で定めるときは、その区域とする。

177 (略)

八 兵庫県加古川口左岸突端から同県加島東端まで引いた線、同島東端から香川県小豆島大角鼻灯台まで引いた線、同灯台から同県馬ヶ鼻まで引いた線、愛媛県忍那山から山口県平郡島南東端から百八十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から同県八島洲崎まで引いた線、同島鉾崎から同県祝島島帽子鼻まで引いた線、同島西端から同県尾島西端まで引いた線、同島西端から同県野島南端まで引いた線、同島西端から同県三田尻灯台から百四十度五千八百メートルの地点まで引いた線、同地点から同県丸尾崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

911 (略)

十二 大分県白石鼻から同県関崎灯台から九十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から同県沖無垢島東端まで引いた線、同島東端から同県高甲岩灯台まで引いた線、同灯台から同県先ノ瀬灯台まで引いた線、同灯台から同県鶴見崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

1320 (略)

二十二 鹿児島県黒之浜港南防波堤灯台から百十七度二百メートルの地点から同県長島南端まで引いた線、同島大崎から熊本県下須島尾崎

まで引いた線、同島ビシャゴ瀬ノ鼻から同県天草下島鶴崎まで引いた線、同島シラタケ鼻から長崎県瀬詰崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

二十三〜四十九 (略)
7〜16 (略)

(無線設備の保守等)

第六十条の五 船舶所有者は、次の各号に掲げる船舶（法第四条第一項ただし書及び第二項並びに第三十二条ノ二の規定により無線電信等を施設することを要しない船舶を除く。）に備える無線設備（無線電信等並びに救命設備（浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置に限る。）及び航海用具（ナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、VHFデジタル選択呼出装置、VHFデジタル選択呼出聴守装置、無線電話遭難周波数で送信及び受信をするための設備、無線電話遭難周波数聴守受信機、デジタル選択呼出装置、デジタル選択呼出聴守装置に限る。）に限る。以下同じ。）について、それぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

別表第1 (第22条、第65条の6、第66条関係)

(略)		(略)	
(略)		(略)	
製造に係る予備	レーダー・トランスポンダー	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	1個につき 10,800円
	—	その他のレーダー・トランスポンダー	1個につき 14,900円

まで引いた線、同島ビシャゴ瀬ノ鼻から同県天草下島鶴崎まで引いた線、同島シラタケ鼻から長崎県瀬詰崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

二十三〜四十九 (略)
7〜16 (略)

(無線設備の保守等)

第六十条の五 船舶所有者は、次の各号に掲げる船舶（法第四条第一項ただし書及び第二項並びに第三十二条ノ二の規定により無線電信等を施設することを要しない船舶を除く。）に備える無線設備（無線電信等並びに救命設備（浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及びレーダー・トランスポンダーに限る。）及び航海用具（ナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、VHFデジタル選択呼出装置、VHFデジタル選択呼出聴守装置、無線電話遭難周波数で送信及び受信をするための設備、無線電話遭難周波数聴守受信機、デジタル選択呼出装置、デジタル選択呼出聴守装置に限る。）に限る。以下同じ。）について、それぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

別表第1 (第22条、第65条の6、第66条関係)

(略)		(略)	
(略)		(略)	
製造に係る予備	レーダー・トランスポンダー	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	1個につき 10,800円
	—	その他のレーダー・トランスポンダー	1個につき 14,900円

検査	捜索救助用位置指示送信装置	小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置	1個につき	10,500円
		その他の捜索救助用位置指示送信装置	1個につき	12,300円
(略)				

別表第1の2 (第66条関係)

製造に係る予備検査	レーダー・トランスポンダー	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	1個につき	10,600円
		その他のレーダー・トランスポンダー	1個につき	14,700円
	捜索救助用位置指示送信装置	小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置	1個につき	10,300円
		その他の捜索救助用位置指示送信装置	1個につき	12,100円
(略)				

検査	(略)
(略)	

別表第1の2 (第66条関係)

製造に係る予備検査	レーダー・トランスポンダー	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	1個につき	10,600円
		その他のレーダー・トランスポンダー	1個につき	14,700円
(略)				

別表第2 (第66条関係)

(略)			
(略)			
製造に係る予備検査	リーダー・トランスポンダー	小型船舶用リーダー・トランスポンダー	1個につき 10,400円
		その他のリーダー・トランスポンダー	1個につき 14,300円
	搜索救助用位置指示送信装置	小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置	1個につき 10,100円
		その他の搜索救助用位置指示送信装置	1個につき 11,800円
(略)			

別表第2の2 (第66条関係)

(略)			
(略)			
製造に係る	リーダー・トランスポンダー	小型船舶用リーダー・トランスポンダー	1個につき 10,200円

別表第2 (第66条関係)

(略)			
(略)			
製造に係る予備検査	リーダー・トランスポンダー	小型船舶用リーダー・トランスポンダー	1個につき 10,400円
		その他のリーダー・トランスポンダー	1個につき 14,300円
(略)			

別表第2の2 (第66条関係)

(略)			
(略)			
製造に係る	リーダー・トランスポンダー	小型船舶用リーダー・トランスポンダー	1個につき 10,200円

る予備検査		1	その他のレーダー・トランスポンダー	1個につき 14,100円
搜索救助用位置指示信装置	小型船舶用搜索救助用位置指示信装置	1個につき	9,900円	
	その他の搜索救助用位置指示信装置	1個につき	11,600円	
		(略)		
		(略)		

る予備検査		1	その他のレーダー・トランスポンダー	1個につき 14,100円
		(略)		
		(略)		

改正案

現行

（救命設備の分類）

第二条 救命設備を次のとおり分類する。

一（略）

二 信号装置

イ スル（略）

ヲ レーダー・トランスポンダー

ワ 搜索救助用位置指示送信装置

カ スネ（略）

三（略）

（部分閉囲型救命艇）

第八条 部分閉囲型救命艇は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 一十四（略）

十五 穏やかな水面における次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める前進速度を有すること。

イ 人員及び艀装品を満載し、かつ、補機が作動している場合（ロに掲げる場合を除く。）

ロ 人員及び艀装品を満載し、かつ、補機が作動している場合において、船舶に備え付けられている最大の定員を有する救命いかだであつて人員及び艀装品を満載したものをえい航している場合

二 ノット以上

十六 一四十二（略）

（救命いかだの艀装品）

第二十五条 救命いかだには、次の表に定める艀装品を備え付けなければならない。

（表略）

2 一 4（略）

（救命設備の分類）

第二条 救命設備を次のとおり分類する。

一（略）

二 信号装置

イ スル（略）

ヲ レーダー・トランスポンダー

ワ ツツ（略）

三（略）

（部分閉囲型救命艇）

第八条 部分閉囲型救命艇は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 一十四（略）

十五 穏やかな水面における次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める前進速度を有すること。

イ 人員及び艀装品を満載し、かつ、補機が作動している場合（ロに掲げる場合を除く。）

ロ 人員及び艀装品を満載し、かつ、補機が作動している場合において、船舶に備え付けられている最大の定員を有する救命いかだであつて人員及び艀装品を満載したものをえい航している場合

二 ノット以上

十六 一四十二（略）

（救命いかだの艀装品）

第二十五条 救命いかだには、次の表に定める艀装品を備え付けなければならない。

（表略）

2 一 4（略）

5 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶であつてロールオン・ロールオフ旅客船（船舶設備規程第二条第四項のロールオン・ロールオフ旅客船をいう。以下同じ。）であるものに備え付ける救命いかだの数の二十五パーセント以上の数の救命いかだには、レーダー・トランスポンダー又は第四十条の二の規定に適合する搜索救助用位置指示送信装置を備え付けなければならない。

- 一 第一種船
- 二 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第二種船（限定近海船を除く。）

（救命浮環）

第二十八条 救命浮環は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

- 一 四（略）
- 五 質量は、二・五キログラム以上であること。ただし、急速離脱装置に使用する救命浮環の質量は、四キログラム以上でなければならぬ。

六（略）

七 摂氏零下十五度から摂氏四十度までの範囲の温度を通じて使用できるものであること。

- 2 八 第八条第一号及び第四号に掲げる要件（略）

（救命胴衣）

第二十九条 救命胴衣は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

- 一・二（略）
- 三 散粒状物質を詰めたものによつて浮力を得るものでないこと。
- 四 容易に着用でき、かつ、誤つた方法で着用されないか、又は誤つた方法で着用した場合にも着用者に傷害を与えないように作られたものであること。

五（略）

5 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶であつてロールオン・ロールオフ旅客船（船舶設備規程第二条第四項のロールオン・ロールオフ旅客船をいう。以下同じ。）であるものに備え付ける救命いかだの数の二十五パーセント以上の数の救命いかだには、レーダー・トランスポンダーを備え付けなければならない。

- 一 第一種船
- 二 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第二種船（限定近海船を除く。）

（救命浮環）

第二十八条 救命浮環は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

- 一 四（略）
- 五 質量は、二・五キログラム以上であること。ただし、急速離脱装置に使用する救命浮環の質量は、四キログラム（当該離脱装置を動作させるために必要な質量が四キログラムを超える場合に於ては、当該質量）以上でなければならない。

六（略）

- 2 七 第八条第一号及び第四号に掲げる要件（略）

（救命胴衣）

第二十九条 救命胴衣は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

- 一・二（略）
- 三 容易に着用でき、かつ、誤つた方法で着用されないように作られたものであること。

四（略）

六 四・五メートルの高さから救命胴衣を押さえた状態で水中に飛び降りた場合及び一メートルの高さから両腕をあげた状態で水中に飛び降りた場合において、着用者に傷害を与えず、着用者から外れないものであるとともに、損傷しないものであること。

七 (略)

八 水中において他の救命胴衣と連結することができるものであること

九・十 (略)

十一 着用者を救命艇又は救命いかだへ引き上げることができるように作られたものであること。

十二 前条第一項第六号から第八号までに掲げる要件

2 (略)

(イマーシヨン・スーツ)

第二十九条の二 イマーシヨン・スーツは、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。この場合において、救命胴衣を着用して使用するものにあつては、救命胴衣を着用した状態で適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 顔面を除き、体の全体を覆うものであること(手袋によつて覆う場合を含む)。

四・六 (略)

七 水中において他のイマーシヨン・スーツと連結することができるものであること。

八 (略)

九 第二十八条第一項第六号から第八号まで並びに前条第一項第二号、第三号、第七号及び第九号から第十一号までに掲げる要件

(耐暴露服)

第二十九条の三 耐暴露服は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 (略)

二 足首から先の部分を除き、体の全体を覆うものであること(フード

五 四・五メートルの高さから水中に飛び降りた場合において、着用者に傷害を与えず、着用者から外れないものであるとともに、損傷しないものであること。

六 (略)

七・八 (略)

九 前条第一項第六号及び第七号に掲げる要件

2 (略)

(イマーシヨン・スーツ)

第二十九条の二 イマーシヨン・スーツは、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。この場合において、救命胴衣を着用して使用するものにあつては、救命胴衣を着用した状態で適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 顔面を除き、体の全体を覆うものであること。

四・六 (略)

七 (略)

八 第二十八条第一項第六号及び第七号並びに前条第一項第六号及び第七号に掲げる要件

(耐暴露服)

第二十九条の三 耐暴露服は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 (略)

二 頭部、手及び足首から先の部分を除き、体の全体を覆うものである

及び手袋によつて覆う場合を含む。)

三・四 (略)

五 第二十八条第一項第六号から第八号まで、第二十九条第一項第七号、第九号及び第十号並びに前条第一号、第二号、第五号、第六号及び第八号に掲げる要件

(搜索救助用位置指示送信装置)

第四十条の二 搜索救助用位置指示送信装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 非常の際に付近の他の船舶又は航空機の船舶自動識別装置に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるものであること。

二 信号を発信していることを可視又は可聴の手段により示すことができるものであること。

三 九十六時間以上連続して使用することができるものであること。

四 第八条第四号、第三十九条第四号、第七号及び第十号並びに前条第二号、第五号及び第六号の要件

(レーダー・トランスポンダー及び搜索救助用位置指示送信装置)

第七十八条 第一種船、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第二種船、第三種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の第四種船(限定近海船(旅客船を除く。))を除く。には各舷に一個(第六十二条第三項又は第四項の規定により自由降下式救命艇を備え付ける第三種船にあつては、当該救命艇及び本船にそれぞれ一個)のレーダー・トランスポンダー又は搜索救助用位置指示送信装置を備え付けなければならない。

2 沿海区域を航行区域とする第二種船及び遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする第四種船(前項に規定する第四種船を除く。)には、一個のレーダー・トランスポンダー又は搜索救助用位置指示送信装置を備え付けなければならない。ただし、第七十七条第二号又は第三号に掲げる船舶については、この限りでない。

(レーダー・トランスポンダー及び搜索救助用位置指示送信装置)

こと。

三 フード及び手袋を備えていること。

四・五 (略)

六 第二十八条第一項第六号及び第七号、第二十九条第一項第六号及び第七号並びに前条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる要件

(レーダー・トランスポンダー)

第七十八条 第一種船、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第二種船、第三種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の第四種船(限定近海船(旅客船を除く。))を除く。には各舷に一個(第六十二条第三項又は第四項の規定により自由降下式救命艇を備え付ける第三種船にあつては、当該救命艇及び本船にそれぞれ一個)のレーダー・トランスポンダーを備え付けなければならない。

2 沿海区域を航行区域とする第二種船及び遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする第四種船(前項に規定する第四種船を除く。)には、一個のレーダー・トランスポンダーを備え付けなければならない。ただし、第七十七条第二号又は第三号に掲げる船舶については、この限りでない。

(レーダー・トランスポンダー)

第九十六条 レーダー・トランスポンダー及び搜索救助用位置指示送信装置（第七十八条第一項の規定により自由降下式救命艇に備え付けるものを除く。）は、非常の際に救命艇又は救命いかだ（第六十二条第五項の規定により備え付ける救命いかだを除く。以下この条において同じ。）のいずれか一隻に運ぶことができるように適当な場所に積み付けなければならない。ただし、当該船舶に備え付ける救命艇又は救命いかだにそれぞれ一個のレーダー・トランスポンダー又は搜索救助用位置指示送信装置を取り付け、かつ、一個のレーダー・トランスポンダー又は搜索救助用位置指示送信装置を容易に使用することができるように積み付ける場合にあつては、この限りでない。

（救命設備の表示）
第九十七条 救命設備には、当該救命設備の取扱いに関する注意事項を表示しなければならない。
2 次の表の上欄に掲げる救命設備には、前項の注意事項のほかそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を表示しなければならない。

救命設備の種類	表示する内容
(略)	(略)
救命胴衣	一 (略) 二 着用できる者の身長又は体重の範囲
(略)	(略)

3 3 9 (略)
10 第二十五条第五項の規定によりレーダー・トランスポンダー又は搜索救助用位置指示送信装置を備え付けている救命いかだの容器には、当該設備を備え付けている旨を表示しなければならない。
11・12 (略)

第九十六条 レーダー・トランスポンダー（第七十八条第一項の規定により自由降下式救命艇に備え付けるものを除く。）は、非常の際に救命艇又は救命いかだ（第六十二条第五項の規定により備え付ける救命いかだを除く。以下この条において同じ。）のいずれか一隻に運ぶことができるように適当な場所に積み付けなければならない。ただし、当該船舶に備え付ける救命艇又は救命いかだにそれぞれ一個のレーダー・トランスポンダーを取り付け、かつ、一個のレーダー・トランスポンダーを容易に使用することができるように積み付ける場合にあつては、この限りでない。

（救命設備の表示）
第九十七条 救命設備には、当該救命設備の取扱いに関する注意事項を表示しなければならない。
2 次の表の上欄に掲げる救命設備には、前項の注意事項のほかそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を表示しなければならない。

救命設備の種類	表示する内容
(略)	(略)
救命胴衣	一 (略) 二 着用できる小児の身長及び体重の範囲（小児用の救命胴衣に限る。）
(略)	(略)

3 3 9 (略)
10 第二十五条第五項の規定によりレーダー・トランスポンダーを備え付けている救命いかだの容器には、レーダー・トランスポンダーを備え付けている旨を表示しなければならない。
11・12 (略)

改正案

現行

（蒸気タービン等のある場所における消防設備）

（蒸気タービン等のある場所における消防設備）

第四十六条 第一種船及び第二種船には、蒸気タービン又は密閉型蒸気機関（主機又は合計出力三百七十五キロワット以上の補助機関として使用するものに限る。）のある場所に、次に掲げる消防設備（第三号に掲げる消防設備にあつては、船員が継続的に配置されない場所に限る。）を備え付けなければならない。この場合において、第二号の持運び式の消火器は、当該場所内のいずれの点からも十メートル以内の徒歩で到達することができる位置に配置しなければならない。

第四十六条 第一種船及び第二種船には、蒸気タービン又は密閉型蒸気機関（主機又は合計出力三百七十五キロワット以上の補助機関として使用するものに限る。）のある場所に、次に掲げる消防設備（第三号に掲げる消防設備にあつては、船員が継続的に配置されない場所に限る。）を備え付けなければならない。この場合において、第二号の持運び式の消火器は、当該場所内のいずれの点からも十メートル以内の徒歩で到達することができる位置に配置しなければならない。

一〜三（略）

一〜三（略）

2（略）

2（略）

3 第四十五条第四項の規定は、第一項の規定により沿海区域又は平水域を航行区域とする第二種船に備え付けなければならない持運び式の消火器について準用する。

3 第四十五条第三項の規定は、第一項の規定により沿海区域又は平水域を航行区域とする第二種船に備え付けなければならない持運び式の消火器について準用する。

（その他の機関区域の消防設備）

（その他の機関区域の消防設備）

第四十七条の二 第一種船等には、第四十四条から第四十六条までに規定する場所以外の機関区域内における次に掲げる場所に、持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器（第二号に掲げる場所にあつては、泡消火器を除く。）を一個（第二号に掲げる場所であつて主配電盤のある場所にあつては、二個）備え付けなければならない。

第四十七条の二 第一種船等には、第四十四条から第四十六条までに規定する場所以外の機関区域内における次に掲げる場所に、持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器（第二号に掲げる場所にあつては、泡消火器を除く。）を一個備え付けなければならない。

一 作業室、内燃機関、強制潤滑装置を有する機械又は油圧機械のある場所、給油場所その他油火災を生じるおそれのある場所（次号に掲げる場所を除く。）

一 内燃機関、強制潤滑装置を有する機械又は油圧機械のある場所、給油場所その他油火災を生じるおそれのある場所（次号に掲げる場所を除く。）

二 機関制御室、冷凍機械、通風機械（単一のダクトに備え付ける小容量のものを除く。）又は空気調和機械のある場所その他電気火災を生じるおそれのある場所

二 冷凍機械、通風機械（単一のダクトに備え付ける小容量のものを除く。）又は空気調和機械のある場所その他電気火災を生じるおそれのある場所

2 第一種船等には、特定機関区域（容積が五百立方メートル以上のものに限る。）内のイナート・ガス発生装置の火災危険場所に、機関室局所消火装置（総トン数五百トン以上の第一種船等に限る。）及び二個の持

2 総トン数五百トン以上の第一種船等には、特定機関区域（容積が五百立方メートル以上のものに限る。）内のイナート・ガス発生装置の火災危険場所に、機関室局所消火装置を備え付けなければならない。

運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器を備え付けなければならぬ。

(居住区域等における消防設備)
 第四十八条 第一種船及び第二種船(沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数千トン未満の第二種船(係留船を除く。))を除く。以下この項において同じ。)には、居住区域、業務区域及び制御場所内における次の表の上欄に掲げる場所に、それぞれ同表の下欄に掲げる持運び式の消火器を備え付けなければならない。かつ、総トン数千トン以上の第一種船及び第二種船にあつては、これらの消火器のうち居住区域、業務区域及び制御場所に備え付けられる消火器の合計数は、五個以上でなければならない。

業務区域	場所		持運び式消火器の種類及び数
	居室及び雑居室	通路	
調理室、貯蔵品室、ロッカールーム、郵便物室、金庫室、	診療室	通路	<p>床面積二百五十平方メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(りん酸塩類を消火剤とするものに限る。)(うちいずれか一個)</p> <p>通路の長さ二十五メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(りん酸塩類を消火剤とするものに限る。)(うちいずれか一個)</p> <p>液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(りん酸塩類を消火剤とするものに限る。)(うちいずれか一個)</p> <p>泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個(フライヤーを有する調理室にあつては、二個)</p>

(居住区域等における消防設備)
 第四十八条 第一種船及び第二種船(沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数千トン未満の第二種船(係留船を除く。))を除く。には、居住区域、業務区域及び制御場所内における次の表の上欄に掲げる場所に、それぞれ同表の下欄に掲げる持運び式の消火器を備え付けなければならない。

業務区域	場所		持運び式消火器の種類及び数
	居室及び雑居室	通路	
公室及び雑居室	無線室	通路	<p>鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個(総トン数二千トン以上の第一種船に限る。)、液体消火器又は泡消火器のうちいずれか一個及び泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個</p> <p>通路の長さ三十メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(りん酸塩類を消火剤とするものに限る。)(うちいずれか一個)</p> <p>鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個</p> <p>床面積二百平方メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(りん酸塩類を消火剤とするものに限る。)(うちいずれか一個)</p>

制御場所	作業室及び手荷物室	液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個
	調理器具のある配せん室及び洗濯物乾燥室	液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個

254 (略)

5 第四十五条第四項の規定は、第一項又は前項の規定により第二種船に備え付けなければならない持運び式の消火器について準用する。

6 (略)

(持運び式の消火器の備付方法)

第四十八条の二 第四十三条の二第二項、第四十四条第五項から第七項まで、第四十五条第一項、第三項若しくは第五項、第四十五条の二第二項、第四十六条第一項、第四十七条の二又は前条第一項若しくは第三項の規定により持運び式の消火器を備え付ける場合には、持運び式の消火器のうち一個は、備え付ける場所の出入口の近くに配置しなければならない。

(居住区域等における消防設備)

第六十二条 第三種船等には、居住区域、業務区域及び制御場所に、持運び式の消火器を備え付けなければならない。この場合において、次の表の上欄に掲げる場所には、それぞれ同表の下欄に掲げる持運び式の消火器を備え付けなければならない。かつ、これらの消火器のうち居住区域、業務区域及び制御場所に備え付けられる消火器の合計数は、総トン数千トン以上の第三種船等にあつては、五個以上でなければならない。

調理室	手荷物室、郵便物室及び貯蔵品室	液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(りん酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか一個
	売店及びカーペンタリーショップ	液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(りん酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか一個

254 (略)

5 第四十五条第三項の規定は、第一項又は前項の規定により第二種船に備え付けなければならない持運び式の消火器について準用する。

6 (略)

(持運び式の消火器の備付方法)

第四十八条の二 第四十三条の二第二項、第四十四条第五項から第七項まで、第四十五条第一項、第二項若しくは第四項、第四十五条の二第二項、第四十六条第一項、第四十七条の二又は前条第一項若しくは第三項の規定により持運び式の消火器を備え付ける場合には、持運び式の消火器のうち一個は、備え付ける場所の出入口の近くに配置しなければならない。

(居住区域等における消防設備)

第六十二条 総トン数千トン以上の第三種船等には、居住区域、業務区域及び制御場所に、持運び式の消火器を備え付けなければならない。この場合において、次の表の上欄に掲げる場所には、それぞれ同表の下欄に掲げる持運び式の消火器を備え付けなければならない。かつ、これらの消火器のうち居住区域及び業務区域に備え付けられる消火器の合計数は、五個以上でなければならない。

制御場所	業務区域		居住区域		場所
	調理室、貯蔵品室、ロッカー室、郵便物室、金庫室、作業室及び手荷物室	調理器具のあ る配せん室及 び洗濯物乾燥 室	診療室	通路	
					持運び式消火器の種類及び数
		液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個	泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個（フライヤーを有する調理室にあつては、二個）	液体消火器、泡消火器又は粉末消火器（りん酸塩類を消火剤とするものに限る。）のうちいずれか一個	床面積二百五十平方メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器（りん酸塩類を消火剤とするものに限る。）のうちいずれか一個
		液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個（床面積が五十平方メートル以上である操だ室にあつては、二個）		通路の長さ二十五メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器（りん酸塩類を消火剤とするものに限る。）のうちいずれか一個	

無線室		調理室		手荷物室及び貯蔵品室		カーペンターショップ		通路	
									通路の長さ五十メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器（りん酸塩類を消火剤とするものに限る。）のうちいずれか一個
									鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個
									泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個
									液体消火器、泡消火器又は粉末消火器（りん酸塩類を消火剤とするものに限る。）のうちいずれか一個

2 次の表の上欄に掲げる船舶には、居住区域及び業務区域に、それぞれ同表の下欄に掲げる数の持運び式の消火器を適当に分散して配置しなければならぬ。この場合において、近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の第四種船（近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。）には、塗料庫の出入口付近の外部に持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個を備え付けなければならない。

近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数千トン以上の第四種船（近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。）	五個
近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数五百トン以上千トン未満の第四種船（近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。）	四個
総トン数百トン以上五百トン未満の第四種船	三個
総トン数五十トン以上百トン未満の第四種船	二個
総トン数五十トン未満の第四種船	一個

3 第四十五条第四項の規定は、前項の規定により第四種船に備え付けなければならない持運び式の消火器について準用する。

(準用規定)

第六十四条 第四十五条の二第一項及び第二項、第四十六条及び第四十八条第六項の規定は、第三種船及び第四種船について準用する。この場合において、第四十六条第二項中「第四十四条第五項及び第六項」とあるのは、「第六十四条第三項において準用する第四十四条第五項及び第六十四条第五項において準用する第四十四条第六項」と、第四十六条第三

2 次の表の上欄に掲げる船舶には、居住区域及び業務区域に、それぞれ同表の下欄に掲げる数の持運び式の消火器を適当に分散して配置しなければならぬ。この場合において、近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の第四種船（近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。）には、塗料庫の出入口付近の外部に持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個を備え付けなければならない。

近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数千トン以上の第四種船（近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。）	五個
総トン数千トン未満の第三種船及び総トン数五百トン以上千トン未満の第四種船	四個
総トン数百トン以上五百トン未満の第四種船	三個
総トン数五十トン以上百トン未満の第四種船	二個
総トン数五十トン未満の第四種船	一個

3 第四十五条第三項の規定は、前項の規定により第四種船に備え付けなければならない持運び式の消火器について準用する。

(準用規定)

第六十四条 第四十五条の二第一項及び第二項、第四十六条及び第四十八条第六項の規定は、第三種船及び第四種船について準用する。この場合において、第四十六条第二項中「第四十四条第五項及び第六項」とあるのは、「第六十四条第三項において準用する第四十四条第五項及び第六十四条第五項において準用する第四十四条第六項」と、第四十六条第三

2
2
7
(略)

項中「第四十五条第四項」とあるのは、「第六十条第二項において準用する第四十五条第四項」と読み替えるものとする。

2
2
7
(略)

項中「第四十五条第三項」とあるのは、「第六十条第二項において準用する第四十五条第三項」と読み替えるものとする。

○海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）（第六条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第1号様式（第2条関係） 旅客船安全証書 旅客船安全証書のための設備の記録（様式P）</p> <p>2 救命設備の詳細 DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES</p> <p>(略)</p> <p>11.1 搜索及び救助のための位置標示に係る設備の 数 Number of search and rescue locating devices 11.1.1 レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (SART) 11.1.2 搜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SAR 1)</p> <p>3 無線設備の詳細 DETAILS OF RADIO FACILITIES</p> <p>(略)</p> <p>6 船舶の搜索及び救助のための位置標示に係る設 備 Ship's search and rescue locating devices 6.1 レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (SART) 6.2 搜索救助用位置指示送信装置</p>	<p>第1号様式（第2条関係） 旅客船安全証書 旅客船安全証書のための設備の記録（様式P）</p> <p>2 救命設備の詳細 DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES</p> <p>(略)</p> <p>11.1 レーダー・トランスポンダーの数 Number of Radar transponders</p> <p>3 無線設備の詳細 DETAILS OF RADIO FACILITIES</p> <p>(略)</p> <p>6 船舶のレーダー・トランスポンダー Ship's radar transponder</p>
<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p>.....</p> <p>.....</p>

AIS search and rescue transmitters (AIS-SAR)
1)

第1号の2様式 (第2条関係)
 原子力旅客船安全証書
 原子力旅客船安全証書のための設備の記録 (様式PNUC)

2 救命設備の詳細
 DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

(略)

11.1 捜索及び救助のための位置標示に係る設備の

数

Number of search and rescue locating devices

11.1.1 レーダー・トランスポンダー

Radar search and rescue transponders (SART)

11.1.2 捜索救助用位置指示送信装置

AIS search and rescue transmitters (AIS-SAR

1)

3 無線設備の詳細

DETAILS OF RADIO FACILITIES

(略)

6 船舶の捜索及び救助のための位置標示に係る設

備
Ship's search and rescue locating devices

6.1 レーダー・トランスポンダー

Radar search and rescue transponders (SART)

6.2 捜索救助用位置指示送信装置

.....

第1号の2様式 (第2条関係)
 原子力旅客船安全証書
 原子力旅客船安全証書のための設備の記録 (様式PNUC)

2 救命設備の詳細
 DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

(略)

11.1 レーダー・トランスポンダーの数

Number of Radar transponders

.....

3 無線設備の詳細

DETAILS OF RADIO FACILITIES

(略)

6 船舶のレーダー・トランスポンダー

Ship's radar transponder

.....

9.1.1 レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders(SART)
9.1.2 捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters(AIS-SAR T)

<u>Number of Radar transponders</u>
-------------------------------------	-------

第4号様式 (第2条関係)
貨物船安全無線証書
貨物船安全無線証書のための設備の記録 (様式R)

第4号様式 (第2条関係)
貨物船安全無線証書
貨物船安全無線証書のための設備の記録 (様式R)

2 無線設備の詳細
DETAILS OF RADIO FACILITIES

2 無線設備の詳細
DETAILS OF RADIO FACILITIES

(略)	
6 船舶の捜索及び救助のための位置標示に係る設備 Ship's search and rescue locating devices
6.1 レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders(SART)
6.2 捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters(AIS-SAR T)

(略)	
6 船舶のレーダー・トランスポンダー Ship's radar transponder

第5号様式 (第2条関係)
貨物船安全証書
貨物船安全証書のための設備の記録 (様式C)

第5号様式 (第2条関係)
貨物船安全証書
貨物船安全証書のための設備の記録 (様式C)

2 救命設備の詳細
DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

2 救命設備の詳細
DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

(略)

9.1 捜索及び救助のための位置標示に係る設備の数 Number of search and rescue locating devices	
9.1.1 レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (SART)
9.1.2 捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SAR T)

(略)

9.1 レーダー・トランスポンダーの数 Number of Radar transponders
---	-------

3 無線設備の詳細
DETAILS OF RADIO FACILITIES

(略)

6 船舶の捜索及び救助のための位置標示に係る設備 Ship's search and rescue locating devices	
6.1 レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (SART)
6.2 捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SAR T)

3 無線設備の詳細
DETAILS OF RADIO FACILITIES

(略)

6 船舶のレーダー・トランスポンダー Ship's radar transponder
--	-------

○船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）（第七条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

第三章 整備規程の認可及び整備に係る事業場の認定
（整備規程の認可）

第十三条 法第六条ノ三の規定による整備規程の認可は、次に掲げる船舶又は物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。

一〜十六（略）

十七 レーダー・トランスポンダー

十八 搜索救助用位置指示送信装置

十九 小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置

二〇〜二十三（略）

2・3（略）

第三章 整備規程の認可及び整備に係る事業場の認定
（整備規程の認可）

第十三条 法第六条ノ三の規定による整備規程の認可は、次に掲げる船舶又は物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。

一〜十六（略）

十七 レーダー・トランスポンダー

十八〜二十一（略）

2・3（略）

別表第3（第21条関係）

別表第3（第21条関係）

区分	設備	区分	設備
(略)	(略)	(略)	(略)
非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、 <u>搜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置</u> 、 <u>遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双</u>	1・2（略） 3 その他認定に係る非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、 <u>搜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置</u> 、 <u>遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双</u>	非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、 <u>遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置</u>	1・2（略） 3 その他認定に係る非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、 <u>遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置</u> に

方向無線電話装置

動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置について整備規程に従い整備を行うために必要な設備

ついで整備規程に従い整備を行うために必要な設備

別表第4 (第21条関係)

区分	設備
(略)	(略)
非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置	<p>1 作動試験に必要な次の設備</p> <p>イ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置にあつては、周波数測定器及び擬似負荷抵抗</p> <p>ロ レーダー・トランスポンダーにあつては、標準信号発生装置、スペクトラムアナライザ及び尖頭電力計</p> <p>ハ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用</p>

別表第4 (第21条関係)

区分	設備
(略)	(略)
非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置	<p>1 作動試験に必要な次の設備</p> <p>イ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置にあつては、周波数測定器及び擬似負荷抵抗</p> <p>ロ レーダー・トランスポンダーにあつては、標準信号発生装置、スペクトラムアナライザ及び尖頭電力計</p> <p>ハ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用</p>

位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置又は遭難信号自動発信器にあつては、シンクロナイズ

三 直流電圧計

ホ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置又は遭難信号自動発信器にあつては、受信機

ヘ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置又は遭難信号自動発信器にあつては、ストツプウオッチ

ト テスター

チ 遭難信号自動発信器にあつて

位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー又は遭難信号自動発信器にあつては、シンクロナイズ

三 直流電圧計

ホ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び遭難信号自動発信器にあつては、受信機

ヘ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び遭難信号自動発信器にあつては、ストツプウオッチ

ト テスター

チ 遭難信号自動発信器にあつて

	<p>は、モールス符号レコーダ</p> <p>リ 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、捜索救助用位置指示送信装置又は小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置にあつては、信号レコーダ</p> <p>ヌ 持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置にあつては、放電器及び充電器</p> <p>2 その他認定に係る非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置について整備規程に従い整備が行われたことの確認に必要な設備</p>
	<p>は、モールス符号レコーダ</p> <p>リ 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置又は小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置にあつては、信号レコーダ</p> <p>ヌ 持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置にあつては、放電器及び充電器</p> <p>2 その他認定に係る非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置について整備規程に従い整備が行われたことの確認に必要な設備</p>

改正案

現行

別表第一（第3条、第29条関係）

別表第一（第3条、第29条関係）

型式承認及び検定	型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)
	(略)	(略)
	リーダー・トランスポンダー 小型船舶用リーダー・トランスポンダー その他のリーダー・トランスポンダー	(略)
捜索救助用位置指示信装置	157,400	1個につき 3,700
捜索救助用位置指示信装置	196,500	5,400
その他の捜索救助用位置指示信装置	153,400	1個につき 3,700
(略)	(略)	(略)

型式承認及び検定	型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)
	(略)	(略)
	リーダー・トランスポンダー 小型船舶用リーダー・トランスポンダー その他のリーダー・トランスポンダー	(略)
捜索救助用位置指示信装置	157,400	5,600
捜索救助用位置指示信装置	196,500	5,400
その他の捜索救助用位置指示信装置	153,400	1個につき 3,700
(略)	(略)	(略)

別表第一の二（第29条関係）

別表第一の二（第29条関係）

型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)
(略)	(略)
型式	(略)

型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)
(略)	(略)
型式	(略)

承認及び検定	リーダー・トランスポンダー	小型船舶用リーダー・トランスポンダー	(略)	(略)	(略)
	その他のリーダー・トランスポンダー	157,200	〃	5,500	
承認及び検定	捜索救助用位置指示装置	小型船舶用捜索救助用位置指示装置	153,200	1個につき	3,650
	その他の捜索救助用位置指示装置	196,300	〃	5,300	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二 (第29条関係)

検定	リーダー・トランスポンダー	小型船舶用リーダー・トランスポンダー	(略)	(略)	(略)
	その他のリーダー・トランスポンダー	5,400	〃	5,400	
検定	捜索救助用位置指示装置	小型船舶用捜索救助用位置指示装置	1個につき	3,550	
	その他の捜索救助用位置指示装置	5,200	〃	5,200	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

承認及び検定	リーダー・トランスポンダー	小型船舶用リーダー・トランスポンダー	(略)	(略)	(略)
	その他のリーダー・トランスポンダー	157,200	〃	5,500	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二 (第29条関係)

検定	リーダー・トランスポンダー	小型船舶用リーダー・トランスポンダー	(略)	(略)	(略)
	その他のリーダー・トランスポンダー	5,400	〃	5,400	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	(略)	(略)
--	-----	-----

別表第二の二 (第29条関係)

検 定	(略)		検定 (単位 円)
	(略)	(略)	(略)
	リーダー・トランスポンダー	小型船舶用リーダー・トランスポンダー	(略)
	その他のリーダー・トランスポンダー	5,300	〃
捜索救助用位置指示装置	小型船舶用捜索救助用位置指示装置	1個につき 3,500	〃
捜索救助用位置指示装置	その他の捜索救助用位置指示装置	5,100	〃
	(略)	(略)	(略)

	(略)	(略)
--	-----	-----

別表第二の二 (第29条関係)

検 定	(略)		検定 (単位 円)
	(略)	(略)	(略)
	リーダー・トランスポンダー	小型船舶用リーダー・トランスポンダー	(略)
	その他のリーダー・トランスポンダー	5,300	〃
	(略)	(略)	(略)

改 正 案

現 行

目次

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
 第二章 船体（第五条—第二十条）
 第三章 機関
 第一節 通則（第二十一条—第二十四条）
 第二節 主機、補助機関及びプロペラ軸系（第二十五条—第三十三条）
 第三節 補機及び管装置（第三十四条—第三十八条）
 第四節 備品（第三十九条—第四十条）
 第四章 排水設備（第四十一条—第四十二条）
 第五章 操舵、係船及び揚錨の設備（第四十三条—第四十五条）
 第六章 救命設備
 第一節 救命設備の要件（第四十六条—第五十七条の五）
 第二節 救命設備の備付基準（第五十八条—第五十八条の二）
 第三節 救命設備の積付方法（第五十九条—第六十三条の二）
 第四節 救命設備の表示（第六十四条）
 第七章 消防設備（第六十五条—第七十二条）
 第七章の二 防火措置（第七十二条の二—第七十四条）
 第八章 居住、衛生及び脱出の設備（第七十五条—第八十一条の二）
 第九章 航海用具（第八十二条—第八十四条の五）
 第十章 電気設備
 第一節 通則（第八十五条—第八十九条）
 第二節 蓄電池（第九十条—第九十一条）
 第三節 配電盤（第九十二条—第九十三条）
 第四節 電路（第九十四条—第九十七条）
 第五節 電気利用設備（第九十八条—第九十九条）
 第十一章 特殊設備（第九十九条の二）
 第十二章 復原性（第一百条—第一百四条）
 第十三章 操縦性（第一百五条）

第一章 総則（第一条—第四条）
 第二章 船体（第五条—第二十条）
 第三章 機関
 第一節 通則（第二十一条—第二十四条）
 第二節 主機、補助機関及びプロペラ軸系（第二十五条—第三十三条）
 第三節 補機及び管装置（第三十四条—第三十八条）
 第四節 備品（第三十九条—第四十条）
 第四章 排水設備（第四十一条—第四十二条）
 第五章 操舵、係船及び揚錨の設備（第四十三条—第四十五条）
 第六章 救命設備
 第一節 救命設備の要件（第四十六条—第五十七条の四）
 第二節 救命設備の備付基準（第五十八条—第五十八条の二）
 第三節 救命設備の積付方法（第五十九条—第六十三条の二）
 第四節 救命設備の表示（第六十四条）
 第七章 消防設備（第六十五条—第七十二条）
 第七章の二 防火措置（第七十二条の二—第七十四条）
 第八章 居住、衛生及び脱出の設備（第七十五条—第八十一条の二）
 第九章 航海用具（第八十二条—第八十四条の五）
 第十章 電気設備
 第一節 通則（第八十五条—第八十九条）
 第二節 蓄電池（第九十条—第九十一条）
 第三節 配電盤（第九十二条—第九十三条）
 第四節 電路（第九十四条—第九十七条）
 第五節 電気利用設備（第九十八条—第九十九条）
 第十一章 特殊設備（第九十九条の二）
 第十二章 復原性（第一百条—第一百四条）
 第十三章 操縦性（第一百五条）

第十四章 特殊小型船舶に関する特則（第六十六条―第一百五十五条）
第十五章 雑則（第一百六十六条・第一百七十七条）
附則

（小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置）

第五十七条の五 小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 非常の際に付近の他の船舶又は航空機の船舶自動識別装置に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるものであること。

二 信号を発信していることを可視又は可聴の手段により示すことができるものであること。

三 四十八時間以上連続して使用することができるものであること。

四 第五十七条の三第二号、第四号から第六号まで、第九号及び第十号並びに前条第二号に掲げる要件

（救命設備の備付数量）

第五十八条 近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。

一 一 九（略）

十 小型船舶用レーダー・トランスポンダー又は小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置 一個

十一（略）

2 沿海区域を航行区域とする小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶等（総トン数五トン以上の旅客船を除く。）は、第三号から第八号までの規定（沿岸小型船舶にあつては、第六号の規定を除く。）に代えて第四項第三号及び第四号の規定によることができる。

一 一 九（略）

十 小型船舶用レーダー・トランスポンダー又は小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置 一個（同様の機能を有する設備であつて国土交通大臣が定めるものを備え付けている小型船舶を除く。）

十一（略）

三 一 九（略）

第十四章 特殊小型船舶に関する特則（第六十六条―第一百五十五条）
第十五章 雑則（第一百六十六条・第一百七十七条）
附則

（救命設備の備付数量）

第五十八条 近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。

一 一 九（略）

十 小型船舶用レーダー・トランスポンダー 一個

十一（略）

2 沿海区域を航行区域とする小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶等（総トン数五トン以上の旅客船を除く。）は、第三号から第八号までの規定（沿岸小型船舶にあつては、第六号の規定を除く。）に代えて第四項第三号及び第四号の規定によることができる。

一 一 九（略）

十 小型船舶用レーダー・トランスポンダー 一個（同様の機能を有する設備であつて国土交通大臣が定めるものを備え付けている小型船舶を除く。）

十一（略）

三 一 九（略）

(小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置等)

第六十三条 小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用レーダー・トランスポンダー及び小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置は、非常の際に小型船舶用膨脹式救命いかだのいずれか一隻又は小型船舶用救命浮器のいずれか一個とともに使用することができるように積み付けなければならない。

(小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用レーダー・トランスポンダー)

第六十三条 小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用レーダー・トランスポンダーは、非常の際に小型船舶用膨脹式救命いかだのいずれか一隻又は小型船舶用救命浮器のいずれか一個とともに使用することができるように積み付けなければならない。

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第六条 現存船の消防設備（第六条の規定による改正後の船舶消防設備規則（以下「新消防規則」という。）第二十七条及び第四十九条に規定する消防員装具及び個人装具を除く。）については、次項から第八項までに定めるものを除き、なお従前の例による。</p> <p>2 現存船に施行日に現に備え付けている第六条の規定による改正前の船舶消防設備規則（以下「旧消防規則」という。）の規定に適合する炭酸ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置及び不活性ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置（施行日に現に建造又は改造中の船舶にあつては、備え付ける予定のものを含む。）については、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合^{に限り、当該船舶について平成二十二年一月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査（検査のために上架を行うものに限る。）の時期までは、なお従前の例による。}</p> <p>3 8 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第六条 現存船の消防設備（第六条の規定による改正後の船舶消防設備規則（以下「新消防規則」という。）第二十七条及び第四十九条に規定する消防員装具及び個人装具を除く。）については、次項から第八項までに定めるものを除き、なお従前の例による。</p> <p>2 現存船に施行日に現に備え付けている第六条の規定による改正前の船舶消防設備規則（以下「旧消防規則」という。）の規定に適合する炭酸ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置及び不活性ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置（施行日に現に建造又は改造中の船舶にあつては、備え付ける予定のものを含む。）については、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合^{に限り、当該船舶について平成二十二年一月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査（検査のために上架を行うものに限る。）の時期までは、なお従前の例による。}</p> <p>3 8 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（レーダー・トランスポンダー及び搜索救助用位置指示送信装置） 第五十一条の四の三 一般漁船には、一個のレーダー・トランスポンダー 又は搜索救助用位置指示送信装置を備え付けなければならない。</p>	<p>（レーダー・トランスポンダー） 第五十一条の四の三 一般漁船には、一個のレーダー・トランスポンダー を備え付けなければならない。</p>

改 正 案

現 行

<p>（救命設備の要件）</p> <p>第二十五条 再帰反射材は、船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第四十二条の二の規定に適合するものでなければならない。</p> <p>2 小型船舶用膨脹式救命いかだ、小型船舶用救命浮環、小型船舶用救命胴衣、小型船舶用救命浮輪、小型船舶用自己点灯、小型船舶用自己発煙信号、小型船舶用火せん、小型船舶用信号紅炎、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用レーダー・トランスポンダー及び小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置は、小型船舶安全規則第六章第一節及び第四節の規定に適合するものでなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（救命設備の備付数量）</p> <p>第二十六条 第二種小型漁船には、次の各号に掲げる救命設備を備え付けなければならない。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 小型船舶用レーダー・トランスポンダー又は小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置 一個</p> <p>2 （略）</p> <p>（小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置等）</p> <p>第二十六条の三 小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用レーダー・トランスポンダー及び小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置は、非常の際に小型船舶用膨脹式救命いかだのいずれか一隻とともに使用することができるように積み付けなければならない。</p>	<p>（救命設備の要件）</p> <p>第二十五条 再帰反射材は、船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第四十二条の二の規定に適合するものでなければならない。</p> <p>2 小型船舶用膨脹式救命いかだ、小型船舶用救命浮環、小型船舶用救命胴衣、小型船舶用救命浮輪、小型船舶用自己点灯、小型船舶用自己発煙信号、小型船舶用火せん、小型船舶用信号紅炎、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用レーダー・トランスポンダーは、小型船舶安全規則第六章第一節及び第四節の規定に適合するものでなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（救命設備の備付数量）</p> <p>第二十六条 第二種小型漁船には、次の各号に掲げる救命設備を備え付けなければならない。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 小型船舶用レーダー・トランスポンダー 一個</p> <p>2 （略）</p> <p>（小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用レーダー・トランスポンダー）</p> <p>第二十六条の三 小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用レーダー・トランスポンダーは、非常の際に小型船舶用膨脹式救命いかだのいずれか一隻とともに使用することができるように積み付けなければならない。</p>
---	---

改正案

現行

（大量の水を直接船外に排出するための排水装置を設ける区域）
第八条 規則第五十九条の告示で定める区域は、次の区域とする。

（大量の水を直接船外に排出するための排水装置を設ける区域）
第八条 規則第五十九条の告示で定める区域は、次の区域とする。

一 (略)

一 (略)

二 貨物船（旅客船及び船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第二項第一号の船舶以外の船舶をいう。次号において同じ。）のロールオン・ロールオフ貨物区域（船舶防火構造規則第二条第十七号の二に規定するロールオン・ロールオフ貨物区域をいう。）

二 貨物船のロールオン・ロールオフ貨物区域（船舶防火構造規則第二条第十七号の二に規定するロールオン・ロールオフ貨物区域をいう。）

三 (略)

三 (略)

2 規則第五十九条の告示で定める要件は、次のとおりとする。

2 規則第五十九条の告示で定める要件に適合する排水設備は、次のとおりとする。

一 排水装置の容量は、当該区域に設けられている固定式消火装置の合計容量の一・二五パーセント以上であること。

一 排水設備の容量は、当該区域に設けられている固定式消火装置の合計容量の一・二五パーセント以上であること。

二 排水装置の弁は、前号の固定式消火装置の制御装置の近くの保護された場所の外側から操作できるものであること。

二 排水設備の弁は、前項の固定式消火装置の制御装置の近くの保護された場所の外側から操作できるものであること。

三 各水密区画室内において互いの間隔が四〇メートルを超えないように船側に配置されたビルジだめを有すること。

三 各水密区域内において互いの間隔が四〇メートルを超えないように船側に配置されたビルジだめを有すること。

四 排水装置の詰まりを防止する措置が講じられていること。

四 排水装置の詰まりを防止する措置が講じられていること。